

【日植防シンポジウムから】

指導機関に寄せられる相談と対応の現状
について岐阜県農業技術センター あま天 の野 しょう昭 こ子

はじめに

都道府県が行う植物防疫に関連した情報提供や指導は、様々な立場の方に対し、研修会や資料配布等様々な手立てで行われている。岐阜県においても、各地域の農林事務所や病害虫防除所、あるいは農政や環境、生活衛生等の行政担当が、生産者への病害虫防除や農薬の安全使用に関する研修会、各種資料の提供、販売者等への農薬取締法や安全な農薬の取扱いについての周知、消費者へ向けての教育や情報発信等、それぞれの立場で連携しながら対応にあたっている（表-1）。

特に農薬使用については、農薬取締法第12条の三において、「農薬使用者は、農薬の使用にあたっては（略）普及指導員若しくは（略）病害虫防除員又はこれらに準ずるものとして都道府県知事が指定する者の指導を受けるよう努めるものとする」こと、また同法第12条の四において「（略）都道府県知事は、農薬について、その

使用に伴うと認められる人畜、農作物等若しくは水産動植物の被害、水質の汚濁又は土壌の汚染を防止するため必要な知識の普及、その生産、使用に関する情報の提供、その他その安全かつ適正な使用の確保と品質の適正化に関する助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする」と明記されており、これを根拠に農薬の使用者に対して指導、支援が行われている。

I 農薬に関する相談事例

植物防疫に関する対応では、先に述べた研修会など県自らが情報発信する取り組み以外に、生産者や農薬販売者、一般県民等から多くの問い合わせや相談が寄せられる。今回は農薬に関する問い合わせを中心に、具体例をあげながら、対応における課題や問題点等について紹介していきたい。

1 農薬の使用方法について

農薬取締法の改正によって、農薬を使用する者への規制が強化され、使用基準の遵守が義務付けられたことから、農薬の安全使用に関する研修などにおいても、ラベルをよく読んで使用するよう繰り返し呼びかけ、注意を促している。

(1) 適用作物

ラベル表示に関して、生産者から多くの確認や問い合わせを受けるのが「適用作物」に関するものである。「自分は〇〇を栽培しているが、どの農薬が使えるのか」という問い合わせに対し、「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について（平成13年10月10日付け13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知）の別表1-1に従い、適用範囲を確認して回答している。農林水産省からも、別途、誤認しやすい適用作物が例示されるなど注意喚起がなされてきたが、特定の地域でのみ栽培される特産農産物や限られた地域で使われる別称等もあり、JAなど指導的立場にある機関からの問い合わせも少なくない。また、これらの問い合わせに対して特に注意を要する点として、出荷部位や出荷時期の確認がある。例としては豆類での「未成熟（莢つき）」か「種実」

表-1 県が行う農薬関連の情報伝達の例

提供する情報など	対象者
病害虫防除に関すること (研修会や資料配布)	生産者、生産指導者
農薬安全使用について (研修会)	生産者、生産指導者、 販売者、ゴルフ場管理 管理者等
国からの通知の伝達 (文書・資料配布、研修会) ・住宅地周辺における農薬安全使用 ・無人ヘリコプター防除に係る安全運行 ・短期暴露評価の導入と使用基準の変更	施設・公園管理担当、 生産者、生産指導者、 販売者等
県農業大学校、就農希望者への講義 一般向け就農支援ゼミ	学生、新規就農者 一般受講者
食品安全に関する情報提供 (資料配布、講習会) ・残留農薬検査結果の公表	一般消費者など

Consultation on Agricultural Chemicals to the Prefectural Institution. By Shoko AMANO

(キーワード：農薬取締法、農薬安全使用、農薬管理指導士)